官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一三五）　一
〔法規的告示〕
○アーモンドミルクの日本農林規格を制定する件（農林水産一二九七）　二
○アーモンドミルクについての取扱業者の認証の技術的基準を制定する件（同一二九八）
○アーモンドミルクについての検査方法を制定する件（同一二九九）
○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一三〇〇）
○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（同一三〇一）
○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件（同一三〇二）
〔その他告示〕
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一三〇三）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一三〇四）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三〇五～一三一七）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一〇九二）
〔人事異動〕
内閣　船舶活用医療推進本部事務局
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二六）
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第百三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月二十七日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～五十六　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～五十六　（略）
五十七～九十九　（略）	五十七　二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロ―一―［二―（ピロリジン―一―イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類 五十八～百　（略）
（削る）	百一　二―（四―エトキシベンジル）―一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
百～三百七　（略）	百二～三百九　（略）
（削る）	三百十　メチル＝二―［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類
三百八～三百六十六　（略）	三百十一～三百六十九　（略）

附　則

1　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百五十八号）の施行の日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。